

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知。以下この条において「制度要綱」という。）に規定する地域防災拠点建築物整備緊急促進事業のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次条において「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）の耐震改修に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、制度要綱、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）及び箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 耐震診断士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了した者又は国土交通大臣が定める者をいう。）が実施する法第2条第1項に規定する耐震診断であって、法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものをいう。
- (2) 耐震改修設計 耐震診断士が行う耐震改修の設計で、法第4条第1項の基本方針に基づき行うものをいう。
- (3) 耐震改修工事 法第2条第2項に規定する耐震改修で、法第4条第1項の基本方針に基づき行うものをいう。
- (4) 耐震改修費 耐震改修設計及び耐震改修工事に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）をいう。
- (5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会をいう。

(対象建築物)

第3条 補助の対象とする大規模建築物は、次の各号のすべてに該当するもの(国、地方公共団体が所有するものを除く。)とする。

- (1) ホテル又は旅館であること。
- (2) 災害時の避難生活者を一定期間受け入れることができる建築物で、町と災害時受入協定を締結していること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。
- (4) 耐震診断の結果、倒壊する危険性があると判断されたもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の金額は、第1号の規定により算出した額に、耐震改修設計にあつては第2号の規定により算出した額を、耐震改修工事にあつては第3号の規定により算出した額を、それぞれ加算した額とする。

- (1) 耐震改修費（1平方メートル当たり21,000円を限度とする。）に100分の28.5を乗じた額以内の額
- (2) 耐震改修費に次式により算出した補助率（6分の1を下回る場合は6分の1）を乗じた額以内の額

$$1/3 - A/4$$

（この式において、Aは、耐震改修費のうち耐震改修設計に要する経費の額に対する前号の規定により算出した補助金額の割合を表すものとする。）

- (3) 耐震改修費（1平方メートル当たり51,200円（特に倒壊の危険性が高い部分にあつては1平方メートル当たり56,300円、免震工法等特殊な工法により耐震改修工事を行う部分にあつては1平方メートル当たり83,800円）を限度とする。以下この号において同じ。）に次式により算出した補助率

(600分の131を上回る場合は600分の131) を乗じた額以内の額

$$0.115 + 31A/69$$

(この式において、Aは、耐震改修費のうち耐震改修工事に要する経費の額に対する第1号の規定により算出した補助金額の割合を表すものとする。)

- 2 建替えを行う場合は、耐震改修費補助金相当分とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、補助金の交付は、当該年度に定められた予算の範囲内とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(事業全体計画承認の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業が複数年度となる場合、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金事業全体計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大規模建築物であることの確認書の写し
- (2) 耐震改修費の見積書の写し
- (3) 事業全体計画工程表
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項第2号の書類は、3者以上の見積書を徴収するものとする。

(事業全体計画承認の決定)

第8条 前条の規定により事業全体計画承認の申請があったときは、町長は内容を審査の上、その適否を決定し、承認するときは箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金事業全体計画承認決定通知書（第2号様式）により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により承認の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業全体計画変更承認の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、承認内容に変更が生じた場合は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金事業全体計画変更承

認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業全体計画変更承認の決定）

第10条 町長は、前条の規定により事業全体計画承認内容変更の申請があったときは、申請者に対して箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金事業全体計画変更承認決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）役員等氏名一覧表（第6号様式）
- （2）図面
- （3）現況写真
- （4）大規模建築物であることの確認書の写し
- （5）建築物の所有権を証明する書面
- （6）災害時受入協定書の写し
- （7）耐震診断結果の写し
- （8）耐震改修費の見積書の写し
- （9）事業計画工程表
- （10）講習会受講修了証の写し
- （11）その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号から第6号の規定は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定通知書の写しの提出により省略することができる。

3 第1項第8号の書類は、3者以上の見積書を徴収するものとする。

（県警本部への確認）

第12条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（交付の決定）

第13条 町長は、第7条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を

審査してその適否を決定し、交付するときは箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定通知書（第7号様式）により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 同条第1項の規定により、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、町長が対象建築物の耐震改修設計が適切に行われていることを確認するため、耐震判定委員会による判定を受けるものとする。

（着手）

第14条 補助対象者は、前条第1項の通知を受けた後速やかに当該交付決定に係る耐震改修（以下「補助対象耐震改修」という。）に着手しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助対象耐震改修に着手したときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修着手届（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（中間検査）

第15条 町長は、必要に応じて工程を指定し、現地調査等の中間検査を実施することができる。補助対象者は、指定された工程において、中間検査申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工程箇所の設計書類
- (2) 施工写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付内容変更等の申請）

第16条 補助対象者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定（変更・取下げ）申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付内容変更等の決定）

第17条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、補助対象者に対して箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第11号様式）により通知するものとする。

- 2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の

規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付決定（変更・取消）通知書により、交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

（完了日変更承認の申請）

第18条 補助対象者は、完了予定日までに補助対象耐震改修を完了することが出来ないと見込まれるときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修完了日変更承認申請書（第12号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画工程表
- (2) その他町長が必要と認める書類

（完了日変更承認の決定）

第19条 町長は、前条の規定により完了日変更承認の申請があったときは、その内容を審査して、承認するときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修完了日変更承認決定通知書（第13号様式）により、承認しないときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（結果報告）

第20条 補助対象者は、補助対象耐震改修の終了後、速やかに箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修結果報告書（第14号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の結果
- (2) 耐震改修設計書の写し
- (3) 施工写真
- (4) 耐震改修費に係る請負契約書の写し
- (5) 耐震改修費に係る領収証の写し
- (6) 耐震判定委員会による評価書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第21条 町長は、前条の規定による結果報告があった場合は、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容に相当であると認めた

ときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金確定通知書（第15号様式）により、補助対象者に補助金額の確定を通知するものとする。
（補助金の請求及び交付）

第22条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金交付請求書（第16号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第23条 次の各号のいずれかに該当するとき、町長は、補助対象者に対して補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）要綱の規定に反した場合

（2）虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けた場合

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。